**一般社団法人天草市スポーツ協会トップアスリート育成助成金支給規程**

一般社団法人天草市スポーツ協会（以下「協会」という。）の定めるトップアスリート育成助成金（以下助成金）の支給については、本規定による。

## 【目的】

1. 「トップアスリート育成事業実施要領」に沿って天草市強化指定選手および指導者に「トップアスリート育成助成金」を支給する。
2. 助成金は、第2条によって承認された強化指定選手および指導者に対して上限10万円/

年間を天草市50%、当協会50%を負担し助成する。

1. 助成金の総支給額については予算の範囲内とする。

**【トップアスリート選考委員会】**

1. 強化指定選手及び指導者の選考については、トップアスリート選考委員会（以下選考委員会）を設ける。
2. 選考委員会は協会会長が任命する委員によって構成する。
3. 協会会長を選考委員会、委員長とする。
4. 選考委員会は委員長が必要であると認めたとき委員長が招集する。

**【推薦および助成金の申請】**

1. 推薦についてはトップアスリート育成事業実施要領第4条第1項による推薦のうえ、被推薦人が所属する正会員団体が申請するものとする。
2. 正会員団体は天草市制定の様式により協会に申請するものとする。

第4条　助成金申請する場合は次に掲げる書類を提出しなければならない。

1. トップアスリート育成事業実施要領第6条第1項から3項までに該当することが証明

できるもの。

1. その他、会長が必要とみとめる書類。

平成29年10月12日理事会承認

平成29年10月13日より適用

令和３年７月１日一部改定